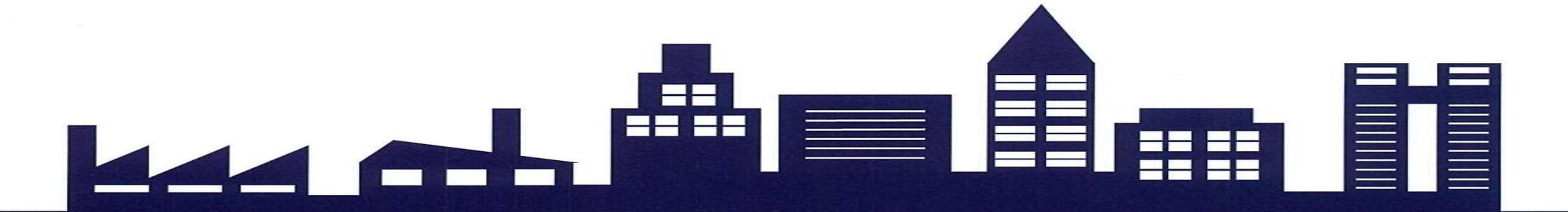


令和6年12月20日

電子マニフェストの活用について



船橋市 環境部 廃棄物指導課

内容

1. 電子マニフェストとは
2. 船橋市内での利用状況
3. まとめ

まずは動画をご覧ください



電子マニフェストとは 電子マニフェストの運用

関連動画

電子マニフェスト関連動画

「電子マニフェスト早わかりムービー」

電子マニフェストのメリットや使い方を紹介したムービーです。
まずはムービーで電子マニフェストのメリットや使い方をご覧ください。

- ① 排出事業者責任の強化と電子マニフェスト
4分30秒
排出事業者に課せられた責任を具体的に見ていきます。
[ムービーを見る](#)
- ② 電子マニフェストの仕組みとメリット
5分40秒
事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性等のメリットを見ていきましょう。

電子マニフェストの運用

- 電子マニフェストを導入するには？
- 運用・導入事例
- 多量のマニフェスト情報を登録・報告・照会する
- 資料集
- リーフレット・ガイドブック等
- 関連動画
- ① 排出事業者責任の強化と電子マニフェスト
- ② 電子マニフェストの仕組みとメリット
- ③ 電子マニフェストを使ってみよう
- 関係通知・様式

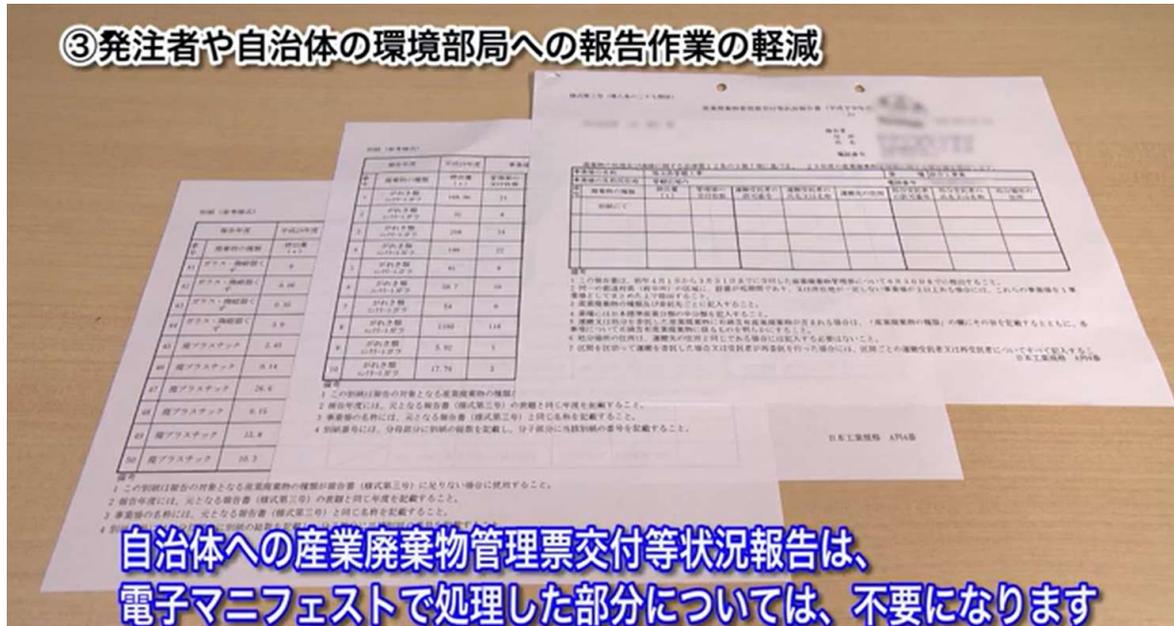
「建設業の皆さん電子マニフェストをはじめよう」

電子マニフェストの導入を検討している建設業の皆さんを対象とした、「電子マニフェスト導入ビデオ」です。

電子マニフェストの仕組み※	▶ 再生 [1分44秒]
料金体系	▶ 再生 [1分56秒]
電子マニフェストのメリット	▶ 再生 [4分53秒]
電子マニフェストの運用方法	▶ 再生 [4分41秒]
一括で見る※	▶ 再生 [15分41秒]

産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

③発注者や自治体の環境部局への報告作業の軽減



産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書とは

産業廃棄物の排出事業者は毎年6月30日までに、前年度に交付した紙マニフェストについて、その状況を様式に沿って取りまとめて行政に報告しなければなりません。

産業廃棄物の処理で運搬もしくは処分あるいはその両方を委託している場合はマニフェストを利用することとなりますので、上記の報告書が必要となります。

今年度に船橋市内で産業廃棄物を排出し、1枚でも紙マニフェストの利用があれば来年4月1日から6月30日までの間に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を船橋市廃棄物指導課に提出する必要があります。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則も規定されておりますので、必ずご提出ください。

様式や提出方法は市HPで



産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

The screenshot shows the Funabashi City website interface. At the top left is the city logo and name. Navigation options include '音声読み上げ' (audio playback), '文字サイズ 拡大' (font size), '標準' (standard), '配色 白黒' (color scheme), '通常' (normal), and 'よみがな つける' (restore default). A search bar contains the text 'キーワードを入力してください' and a '検索' (search) button. Below are icons for various services: '暮らし・手続き' (living/procedures), '子ども・教育' (children/education), '健康・福祉・衛生' (health/welfare/hygiene), '生涯学習・文化・スポーツ' (lifelong learning/culture/sports), 'まちづくり・環境保全' (community planning/environmental conservation), '産業・事業者向け' (industry/business), and '市政・市の紹介' (city introduction).

現在の場所: [トップ](#) > [産業・事業者向け](#) > [廃棄物処理・環境保全](#) > [排出事業者の責任・提出書類](#) > 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

更新日：令和5(2023)年12月21日（木曜日） ページID：P001194

印刷する

産業廃棄物排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの登録または紙マニフェストの交付をしなければなりません。

また、紙マニフェストを交付した事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した紙マニフェストの交付状況について事業場ごとに所定の報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事等（事業場が船橋市内にあるものについては船橋市長）へ提出しなければなりません。

Right side of the page includes a '有料広告欄' (paid ad space) with a 'バナー広告募集中' (banner ad recruitment) button, a 'お問い合わせご意見・ご要望' (inquiry/opinion/request) button, and a 'よくある質問' (FAQ) button. There is also a '防災情報' (disaster prevention) banner and a 'FUNABASHI Style' banner at the bottom.

市のHPに詳しく載っておりますのでご確認ください。
ご不明な点は廃棄物指導課までお問合せください。

問合せ先

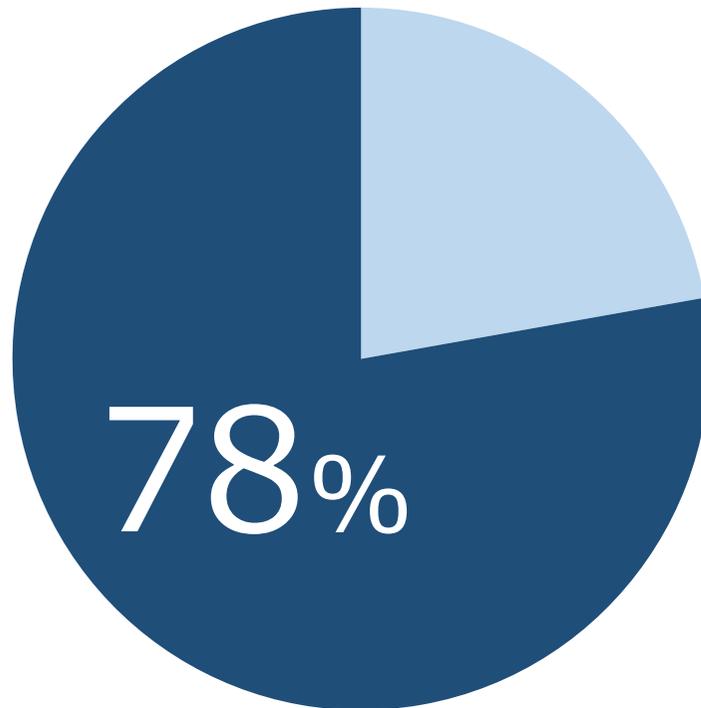
メール

haikibutsu@city.funabashi.lg.jp

電話

047-436-3810

船橋市内のマニフェストの電子化率



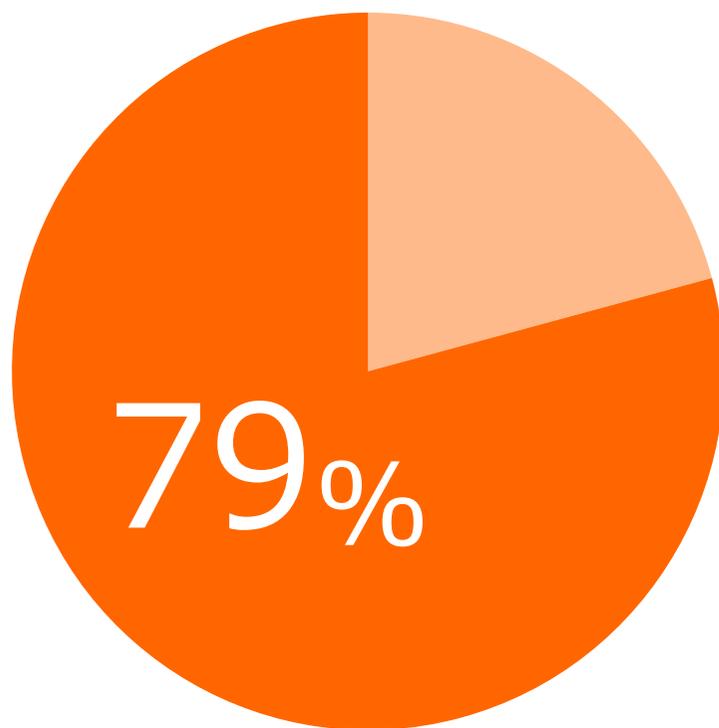
令和5年度届出（令和4年度状況）

紙マニフェスト
報告事業場数 1,822
交付枚数 57,035

電子マニフェスト
報告事業場数 3,215
登録件数 199,709

マニフェスト電子化率
= $\frac{\text{電マニ登録件数}}{\text{交付件数（登録件数）}}$

船橋市内（建設業）のマニフェストの電子化率



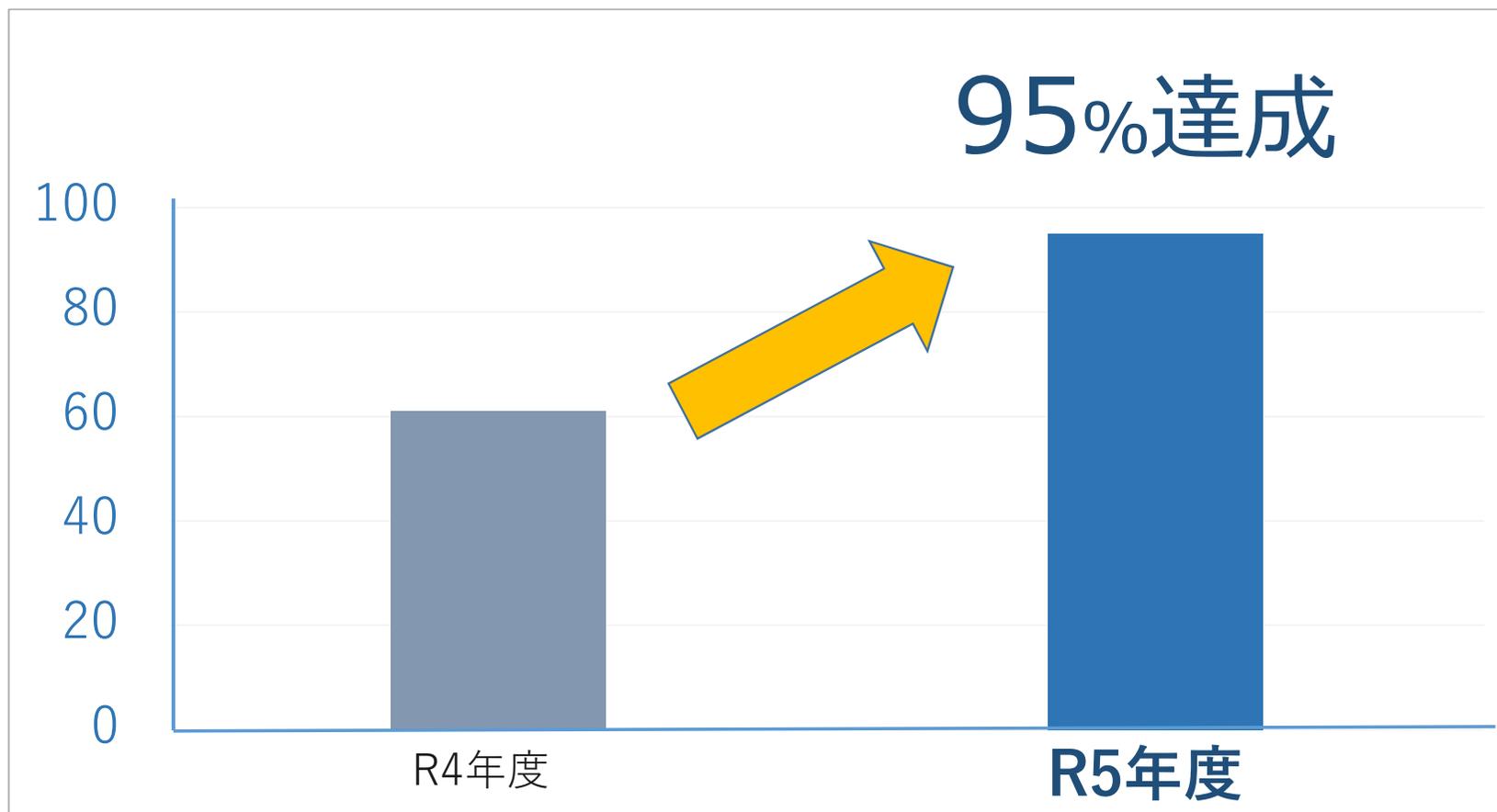
令和6年度届出（令和5年度状況）
【暫定値】

紙マニフェスト
交付枚数 21,823

電子マニフェスト
登録件数 83,019

マニフェスト電子化率
= 電子マニ登録件数
／交付件数（登録件数）

船橋市役所におけるマニフェスト電子化率



電子マニフェストが
利用可能な業者は
JWNETのHPで
検索可能！

船橋市が許可して
いる産廃処分場
(市内の処分場)
を検索してみると・・・

The screenshot shows the JWNET website interface. At the top, there is a logo for JWNET (Japan Waste Network) and a navigation menu with items like '加入申し込み' (Join Application), '電子マニフェストとは' (What is e-Manifest), '電子マニフェストの運用' (Operation of e-Manifest), '説明会・マニュアル' (Explanation/Manual), 'システム関連情報' (System Related Information), '各種お手続き・料金' (Various Procedures/Fees), and 'よくあるご質問' (Frequently Asked Questions). Below the menu is a breadcrumb trail: 'トップページ > 電子マニフェストとは > 加入者検索 > 処分業者の検索'. The main heading is 'JWNET加入者情報を探す'. A text block explains that users can search for members by name, address, or license number. Below this is a search form with the following fields:

加入者名	<input type="text"/> ※加入者名はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。
処分事業場住所(都道府県を検索)	<input type="text" value="千葉県"/> ※「住所」は加入手続時に登録した処分事業場住所です。
許可番号(下6桁)	<input type="text"/> ※許可番号はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。
許可主体:都道府県	<input type="text" value="指定しない ▼"/>
	<input type="text" value="船橋市"/>

On the right side, there is a sidebar menu titled '電子マニフェストとは' with various links. The link '処分業者の検索' (Search for Disposal Companies) is highlighted in red.

12件ヒットしました！

オリックス環境(株)、(株)兼子、
(株)京葉アスコン、(株)サンコートーア、
(株)新白井リサイクルセンター、
誠和工業(株)、千葉製鋼(株)、
日本メサライト工業(株)、船橋興産(株)、
前田道路(株)、リバー(株)

千葉県内の産廃処分場を検索すると282件ヒットします！

なお、この検索で出てこない事業者でも電子マニフェストを使える場合があります。各処分場にお問い合わせください。

加入者名 ※50音順表示	処分事業場 住所 (都道府県)	電話番号	許可主体	許可番号	優良認定 有無
オリックス環境株式会社	千葉県	047-432-6711	船橋市	152190	優良
株式会社兼子	千葉県	054-369-1178	船橋市	008360	
株式会社京葉アスコン	千葉県	047-435-0861	船橋市	196858	
株式会社サンコートーア	千葉県	047-438-4500	船橋市	052927	
株式会社新白井リサイクルセンター	千葉県	047-404-4513	船橋市	196876	
誠和工業株式会社	千葉県	047-490-7788	船橋市	004781	
千葉製鋼株式会社	千葉県	047-457-2121	船橋市	025923	優良
日本メサライト工業株式会社	千葉県	047-431-8120	船橋市	023131	優良
船橋興産株式会社	千葉県	047-437-8907	船橋市	008399	
前田道路株式会社	千葉県	03-5487-0011	船橋市	006048	
前田道路株式会社	千葉県	03-5487-0011	船橋市	006048	
リバー株式会社	千葉県	03-6365-1208	船橋市	034488	優良

まとめ

- 👉 スマホやタブレットでも使える！
- 👉 アンケートした建設業者の95%が負担軽減を実感！
- 👉 マニフェストへの記入、処理完了確認が簡単に！
- 👉 マニフェストのファイル綴じ、自治体報告が不要！
- 👉 発注者への資料作成もデータで簡単に！
- 👉 紛失のおそれなしで竣工検査も安心！
- 👉 コスト面でもお得！（年間1000件で4,000円の得）
- 👉 作業負担は54.4%軽減！
- 👉 市内建設業のマニフェストの電子化率は既に79%！
- 👉 デモシステムがあるのでお試しができる！